

## 第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日 時 平成27年(2015年)6月1日(月)14:00~15:30

2 場 所 滋賀県庁北新館5階 5-A会議室

3 出席者 委員18名(欠席 竹田委員、小森委員)  
松浦洋子PTA連絡協議会会長  
教育委員会事務局 教育次長、学校教育課

### 4 会議概要

#### ○ 開会

(知事あいさつ)

皆さんこんにちは。それぞれご多忙のところ「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 第1回会議」にご出席いただきましてありがとうございます。また、常日頃から、それぞれの立場から、県行政に対しまして格別のご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。滋賀県では平成24年に悲しい事件、事態が発生しました折に、前嘉田知事を本部長として「いじめから子どもを守るための対策本部」を立ち上げ、全庁あげて取組を進めてまいりました。その後、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る目的で平成26年4月にこの本連絡協議会を立ち上げて、今まで、2回の会議の中で委員の皆様方から様々なご意見やご指導をいただいていたところであります。いじめ問題において重要なことはいじめを生まない環境づくりであります。ご存じのことと思いますが、滋賀県では今年から新しい基本構想に基づく県政を運営しておりまして、新しい基本構想の中では、「新しい豊かさ」を追求しましょうと、「今」だけ、「もの」だけ、「自分」だけの豊かさでなく、すべての人が将来も持続的に心で実感できる豊かさをみんなで作りましょうということを基本理念にしながら、施策をつくることを目的に取り組んでいるところであり、そういう意味で、「人」、もしくは「人の心」を大切にしたい県行政を進めていきたいと考えております。今日は滋賀県PTA連絡協議会の松浦会長に大変ご無理を申し上げて出席をお願いしております。松浦会長は、日本PTA全国協議会監事もお務めいただくとともに、昨年度、県教育委員会と共同で「子どもによるインターネット利用実態調査実行委員会」を立ち上げていただき、まさにPTAの立場から子どもたちの置かれている環境、また様々な時代の変化、その中での悩みなどを取り上げて改善に向けて取り組んでいただいているところであります。私自身も、今中学生二人、高校生一人の息子の父親として子どもたちの日頃の様子や行動に悩むこともしきりでございますが、ぜひそういう角度からもこのいじめを生まない環境づくりのための様々な方策を考えていきたいと思っております。また、学校現場におきましては、先生方の生徒指導力・問題克服力を向上させることが必要であり、いろいろな事態、事案が起きた時の耐性、感性が大切だと考えておりまして、そういうことをつけていただける施策も充実してまいりたいと考えております。ぜひ、前回の連絡協議会を受けまして、課題となりました事柄について引き続き御協議いただくと同時に、昨年度の施策の実施状況をふり振り返りながら、今年度の施策について報告させていただきますので、限られた時間ではありますが、皆様方から忌憚のない御意見、御教示を賜りますようお願い申し上げます。

冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## ○ 会議の公開・非公開の確認

## ○ 出席者の確認

(知事)

まず、今ほど紹介がありましたが、本日は議題の一つとしてPTAのお取組をご紹介いただきますことから、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例第6条の規定「会長は、必要があると認められるときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる」により、滋賀県PTA連絡協議会会長松浦洋子様にご出席いただいております。松浦様お忙しいところありがとうございます。松浦様には、後ほど滋賀県PTA連絡協議会の取組について御紹介いただく予定をしております。

## ○ 議事

### (1) 滋賀県におけるいじめの防止等のための対策について

(事務局)

資料1 滋賀県におけるいじめ防止等のための施策について

資料2 子どものインターネット利用実態調査実行委員会取組報告

資料3 子どものインターネット利用実態調査実行委員会スマホ宣言 2014

資料1には、前年度委員の方々に御検討いただきました3点をあげさせていただきます。それに対して現在取り組んでいる状況について、まとめたものであります。1点目の教員の資質向上に対する取組につきましては、「子どもを守る者が五感を磨き上げて第六感を働かせることが大事だ」。また、別の委員の方からは「いじめ問題に直接かかわっている人たちがスキルを身に付けることが第一」、また学校現場の委員の方からは「子どもたちの話の中でしっかりと感じ取る力を身に付けていかなければならない」といった御指摘をいただいたところであります。そのため、資料1にありますように、県としては主に4つの点につきまして、取組を進めてまいりました。1点目は、現場の先生の実践力をあげるには、事例検討会による現場の対応力の向上。2点目は、教員の年齢構成が現在20代30代が多く、50代も多いということから、若手の先生方に自信をもって対応していただくと同時に中堅の先生の力量アップも大事な観点だろうと思われまます。3点目は、本県ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し資質向上をはかるとともに、4点目として実践例を示したリーフレットによる啓発を行い、より多く先生方に学んでいただく機会を設けている状況であります。

2点目の「加害の子どもへの支援の取組」については、ある委員の方から「被害加害の両方にしっかり対応、加害の子どもに表面的なことだけで諭すことは難しい」とか、ある委員からは「いじめ問題は被害者問題でなく加害者問題である。いじめは加害者問題なので被害者側の責任を探さないでほしい。」といった御意見がございました。こうしたことから、まず加害の子ども背景を理解することが重要なことから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家を引き続きを配置することで、しっかりとアセスメントする。また必要に応じ

て各機関との連携、一例でございますが、滋賀県では全国でも早い段階で平成15年より学校と警察との連絡制度に基づき、子どもの健全育成に向けた取組を実施しているところであります。

3点目の「インターネット上の問題に係る取組」についてであります。ある委員の方から「光ファイバーサービスの契約の世帯普及率は、滋賀県は全国1位という情報をいただきました。その中で現場の委員から深刻である」というご指摘をいただいたところであります。そういう中で、まずは子どもたちに情報モラルを醸成する教育が必要であります。と同時に、教員の資質向上をはかるような研修をやっております。更に関係機関との適切な連携も必要でありますし、ネットによるいじめは深夜に起きることであり、その所持については保護者の方の御理解が大変重要でありますので、PTAや地域との連携を進めているところですが、後ほどこうした取組について、松浦会長から御説明いただきたいと思っております。

さて本日欠席の委員から事前に御意見いただいておりますので紹介したいと思います。資質向上につきましては、「現場のスキルをアップのためには土台が必要で、その土台がなければなりませんので、その意味でこの問題の解決に関する土台とは、いじめられる側にも原因がある、ということは間違った考えであることを共通理解していただくことが重要で、その上で、子どもと寄り添ってもらいたい。」また、ジェントルハートの独自アンケートから、誰からいじめの報告を受けるかという点、小中どちらも約8割が「他の児童生徒」や「本人」からで、次に「親」からの報告であり、こうしたことから、先生方のアンテナ感度を上げることで無く、先生方がいじめの報告を受けた時にしっかり対応できる先生方のスキルが大切でないかの御指摘をいただいております。また、SNSやインターネットへの対応につきましては、思いやりの心の育成と先生方が徹底的に危険性を教えることが必要だという御意見もいただきました。最後に資質向上については、学校教育課と人権教育課、もしくは人権施策推進課などがしっかり連携して取り組んでいただきたいという御意見をいただいたところであります。

#### (知事)

それでは今指摘のあった3点について、1点ずつ委員の皆様方から御意見をいただければと考えております。では、1つ目の課題である「教員の資質向上に係る取組」について、何か御意見がありましたらお願いします。

#### (野田委員)

先ほどの委員のコメントにもありましたが、資質向上とは具体的に何をどのようにしてあげていくのかを制度的にも検討する必要があるとしまして、しんどい子どもがいた時に、そのサインをキャッチして、しっかり受け止めていく力というのは、いじめのことが問題になる以前からカウンセリングマインドをつけていきたいと思いますというところで、それなりの取組がなされてきたと思われまます。それが飽和状態で、十分なのか、まだ余地があるのかはさておき、たぶん教育そのものが、子どもたちをしっかりと受け止める力、知事がおっしゃった耐性や感性、これらは抽象的なので具体的なノウハウとしてどのように力をつけていくのかが問題です。学校の先生が御苦労いただくのは、受け止めるだけでなく指導するという、逆のモーションがあるわけで、カウンセラーと逆の仕事をしなければいけない。指導をしなければいけないということと並行してやるもので、そのバランスは難しいと思っております。しかし、その片方でいじめの問題は制度

的なことでもありますので、まず一つは枠づけのところから取り組む必要があります。学校は基本方針を作らなくてはいけないことになっており、これはスケジュールも含めて年度ごとに見直していただく。当然学校がしなければいけないのですが、ホームページに明確に載っているところと、探しにくいところ、具体的に平成27年度に各学校は何をするのかを明示されている学校もそう多くないという印象を持っています。いじめの問題を風化させないためにも学校の先生方が研修ということも含めて、うちの学校は基本体制で何をするかになっている、一人一人の教員は何をするのかという明確な見直しの機会を作る必要があります。外部からでなく、先生方の持っている知恵やネットワーク力を復活させ、活性化させる意味も含めて見直しのステージがあるのではないかと思います。もともと法律や基本方針がうたっている学校の基本方針を有効に活用する、当然うちの学校ではこういうことあったよね、そのことを丁寧に振り返る中で事例検討ということで、転任してきた先生や若い先生を巻き込んで、研修を研修だけ取り出してやるのではなく、日常の実践に基づいた形でのケーススタディが重要だと感じます。

#### (千原委員)

スクールカウンセラーとして、生徒さんや保護者の方と向き合っています。県臨床心理士会のスクールカウンセラーの方向性として、どんな活動をしているかということの説明させていただきます。まず、スクールカウンセラーは、学校コミュニティに関わる技法として、コンサルテーションの取組をしております。コンサルテーションというのは、異なる専門家同士の結びつきということで、学校においては教育のプロ、いわゆる教科指導、生徒指導の力を十分お持ちになっている教師のプロと、心理臨床の私たちが互いに知恵を出し合って、どのように生徒さんの発達支援をしていくかということを行っております。そういう中で、先生方がその学校で自分なりの教育をやれるという意欲をもっといただけるような関わりをコンサルテーションと言っております。スクールカウンセラーの研修会も第1回目はこのコンサルテーションで始めておりまして、そのあとには事例検討会を行っております。これは、過去の理論を申し上げるのではなく、今ここにいる児童生徒や保護者の生の気持ちやニーズ、希望からアセスメントをして対応を共に考えます。悪者を探していくのではなく、今できることをしっかり認め、今後の対応を考えるという方向性を大切にしています。その他、生徒指導部会や教育相談部会等に出席しています。また研修会は、全員に集まっていただくことはなかなか難しいので、若手の先生や転任されてきた先生、希望者を中心に、やらせていただいています。また、教員と心理授業のチームティーチングをして、予防的な関わりとして、そこでストレス度等を把握しています。教員の資質向上につなげるため、そのあとアンケート調査とか、教育相談だよりをお出ししまして、「心理授業とは」「いじめとは」といったことについて情報提供をしています。私たちは、相談室や医療機関の心理臨床活動とは異なり、教員の資質向上ということが教育委員会でも言われていまして、このことをスクールカウンセラーは共通認識をしています。

#### (藤澤委員)

本県では、教員委員会の御配慮もあり、私学も一緒に研修会に参加させていただいています。私学全体での研修会もやっておりますが、私の実感としまして、具体的な生徒の悩みを聴いたり、指導方針を立てたりといったケーススタディの方が、より教員の資質向上につながってい

ると実感しております。私の学校でもいろいろな悩みをもった生徒や中学時代にいじめられ、引きずっている生徒さんもいまして、県の総務課の担当者の方からアドバイスいただいたりもしています。何より有効なのは、月一理事例検討会を行っているところです。朝の打合せ等で、「今日はこういうケースの生徒の事例検討会をします」という案内をしますと、自分のクラスで同じような生徒をもった教員もいますので、大勢の教員が集まります。そこに立命館大学の春日井敏之教授をスーパーバイザーにお招きして、本校のスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等も入ってもらってやっております。ここで出た方針や教訓は、これで10年近くやっておりますので、かなり蓄積されつつあります。また、一つ一つ担任がスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとコンサルテーションを受けることも大変有効だと考えています。一つ懸念していますことは、学校の制度としての研修とか事例検討会とは別に、教員の主体的な意思で自由にいろいろな外部の研修会等に参加するとか、本を読むとか、グループで読書会をするとか、そういうことが昔の教師と比べれば弱くなってきていることであり、工夫をしなければいけないと考えています。

#### (知事)

貴重な現場でのお取組の御紹介でありました。なお、今年度の生徒指導指導力研修については、資料7にあります。学校ごとにやっていただくことに合わせまして、教育委員会主催で今年度6回にわたり、生徒指導力の向上に向けたプログラムを用意しております。警察との連携であるとか、不登校の予防・対応・心理的アプローチ、カウンセリングマインドを生かした教育相談、先ほど千原会長からいただいた御示唆も含めて、させていただきます。これは、公立の先生方だけでなく、県内の私立の先生も出席できるように、工夫と改善をしていってほしいと思います。

それでは、2番目の「加害の子どもへの支援の取組」について、もちろん被害者を生まないということも大事ですが、加害の子どもの家庭的なことや育ちの背景など様々なこともあるとありますが、これについての御意見・御示唆をいただきたいと思います。

#### (澤委員)

加害の子どもに関する取組の関係ですが、加害の子どものいじめをしている原因をひもといっていく必要があります。教員は、指導をしていくという大事な役割があり、その大事な役割の前に支援をどうしていくのかという視点を教員の先生にいかにか持っているかということが大事です。いじめの背景には根深いものがあるので、子どもがいるいろいろな生活環境をしっかりと観察し、多少なりともサインを出している状況があれば、ケース会議等で、情報を共有することにより、適切かつ迅速に対応することができます。加害には原因がある、その原因をしっかりと引き出してあげる。そういったサポートの部分をもどのように構築していくか、そこでスクールソーシャルワーカーが大きな役割を担っていきます。しかし、現実の問題として、福祉的な分野に関わっていただける若者が少なくなっています。そして、スクールソーシャルワーカーとして若い人が関わってくれる役割を開発することも大事です。国の方ではスクールソーシャルワーカー1万人構想と言われていますが、100分の1スケールでは、滋賀は100人必要となります。スクールソーシャルワーカーと教員の間でチームを組み、学校のマネジメントシステムの中で、校長先生以下全教員が連携できる機会をしっかりと確保し、そしてその中で

ケース会議等で実践力をたくわえて、実際の事例のときに解きほぐしていける、そして指導者として関わりの前に、支援者として加害の子どもたちの心を開いてあげる。そして、加害の原因が複雑に重なっているの、その部分についてネットワークとかで対応していく。そのことを前提において、「あなたがとった行動は決していいことではないですよ」と言うように原因をしっかりと解きほぐしていけると、声なき声、原因がある部分の背景が見えてきますので、その部分をしっかりとフォローしてあげれば、子どもたちの状況は変わってきます。また、先生が助言等をしていただくときも、すっと入ってくると思われれます。指導プラス支援の部分、加害者にはそれなりの重い重い原因がありますので、しっかりひもといていく日常の研修などが必要ではないかと思えます。

#### (知事)

野田先生、やっぱりスクールソーシャルワーカーなどになろうとする若者は減っていますか。

#### (野田委員)

まず、福祉全体も介護の分野でも、県内の専門学校なども危機認識をしています。景気が上向きしたこともあるし、学校の種別によっても指向性が違うのですが、全体して少なくなっています。力のある専門家を入れたいと思っているが、なかなか難しいです。臨床心理士も以前そうだったのですが、先が見えないことが大きい。どうしても事業が単年度化してしまうので、この間、総時間数がどうしても乱降下というか、そういう意味では年度をまたぐか直前まで、来年度の年収の見通しが持てないという状況が、臨床心理士についても20数年続いています。スクールソーシャルワーカーの場合は、もっと先の見通しが持てない状況で、高い水準よりも安定度を示していただきたいと思う点が一点です。今、澤会長のおっしゃった一番の課題の事例検討と一緒に、OJTとして、学校の中でしっかりケース会議をする。その中で、新しい知見やその学校のもっている文化を平準化し共有化をすることで、そして一丸となってやることに効果があります。そして、いかにケース会議を定着するか、それが単なる子どもの情報交換会でなく、わけがあるとおっしゃった背景に何をかかえているのかというところまで届くというのが間違いなく有効です。全国を回っていると、西日本の先生方は熱心に家庭訪問される、それは強みです。全欠の子どもが出た場合に、関東以北だと1週間に1～2回家庭訪問すると、よく行っている方です。滋賀県は、毎日行っている。中には、朝起こしに行き、お昼の様子を見に行き、夜親に話し込みに行き、一週間で15回行かれるような先生がおられます。これはこれで肯定できるのですが、学校に教師が揃うのが19時以降になってからで、現実的に夜遅くなってからでないとケース会議ができない状況があります。よほど、マネジメントをうまくやらないと、事例検討などもできないということは、学校マネジメントも非常にしにくくなっているということです。学校現場は取り出し研修というか、学校から何人かを引っ張ってきてどこかで研修したものは、学校の他の職員に帰るかというところほとんど帰らないというデータもあります。ですから、その人がさぼっているわけではなく、感動したり得てきてもそれを復命というか、共有する時間が学校現場がとれない。これはかなりテコ入れしないと、トータルではやっているが、新しいものの見方とか気づき方に及んでいけない一つの原因かと思えます。この辺を構造的に考えていただけるとありがたいです。

### (西村委員)

児童相談所での加害の子どもへの対応について話をさせていただきます。センターが受けるいじめの相談はかなり少ないのが現状です。基本的には学校内で起きたことなので学校や教育委員会が対応されていると思います。そのため、児童相談所で特別な対応は行っておりません。もし関わるとなれば、学校での対応が困難な事例、特に暴行や脅迫など警察が触法少年としてセンターに児童通告されるケース、非行相談と言っていますが、こういった関わりになります。一般的に、非行相談の対応ですが、警察からの通告ですので、どうしても児童相談所へ行くと怒られるのではないかと子どもは思っていますが、センターは子どもに罰を与えるのではなく、同じことを繰り返さないためには、どうすればよいかを一緒に考えようという形で対応をしています。その中で、子どもには通告の内容を確認し、どういうことが起きたのだろうか、その時の気持ちをふり返る作業をしています。また、親御さんにも話をきかせてもらうのですが、こういった状況になった思いや、成育歴、親子関係、家庭環境、このあたりが大変重要で、学校にも情報収集させてもらって総合的に判断しています。センターでは児童心理司が、子どもの心理判断をしており、場合によっては一時保護をして、行動観察を行います。このような調査や診断を踏まえまして、子どもの特性とか家庭環境の課題を把握して、援助方針を決定しています。援助の方法として、例えば、施設入所が考えられるケースもありますが、平成25年度で中央と彦根のセンターでかかわった非行相談は105件ありましたが、そのうち施設に入所した子どもは一割弱の9件で、ほとんどの子どもは地域で生活し改善を図っています。通所により子どもの変化を見るわけですが、当然保護者の方にも、保護者の方の気づきというか、関わりを変えることで子どもにどのような影響があったのかを確認しながら支援を継続させてもらっています。なお、学校から当センターへの非行相談もありますが、学校からの指導によって、子どもや保護者の方がセンターにつながることは、なかなか難しい状況です。

### (知事)

続きまして、3つ目の「インターネット上の問題に係る取組」についてですが、松浦会長にお越しいただいてますので、まずはその取り組みをDVDで見ていただき、後ほど松浦会長にお話ししたいと思えます。

### 滋賀県PTA大会(26.12.6)のDVD(約5分)視聴

### (松浦PTA会長)

DVDは県PTA大会のものですが、県内の小学生、中学生、高校生が集まってくれまして、子どもたちが自分たちでインターネットについて考える、そして問題提起をする会を持たせてもらいました。これには、インターネット問題に詳しい兵庫県立大学の竹内先生に来ていただきまして、活動させてもらいました。一言でいうと子どもたちの力が素晴らしかったということにつきます。この活動を通じまして、子どもたちの力を如何に引き出すかといったことを、大人が問われると思いました。大人たちがいかに子どもたちの意見を素直な心で聴き、素直な心で向き合うことが大切だと思いました。子どもたちはこの機会を通じて、小学校の男の子なんかでも自分たちの学校へ戻り、正しい使い方ができるよう自分の周りのお友達に、勉強すべきだと自ら言った子がいました。子どもたちが、自分で考えるということがいかに大切なんだ

と、この言葉にでていたと思います。知事のお言葉にありましたようにいじめはインターネットやスマホの問題と切っても切り離せないもので、正しい使い方を親子で見直すことが大切だと感じています。この事業に対しましては、教育長や学校教育課の皆さんに見守っていただきました。この見守りという連携があったからこそ成功した事業だと思います。いろいろな会議に出さしてもらい、各方面との連携はとても大切だと感じています。その連携といった意味でも、一歩踏み出さないとできないので、教育委員会の各方面の先生方にとってもお世話になりました。大人たちがつながることで、大人たちが学び続けることが、子どもたちにつながっていくのかなと思っています。PTA活動は子どもたちのためが大前提ですが、大人が学ぶ、大人が育つことと、子どもたちが信頼できる大人に出会うことが大切かと思っています。わが子も出会った先生のおかげで変わったところもありました。これは、信頼できる保護者以外の大人に出会ったことが大きかったです。そういった自分自身の体験からも、子どもたちに対してカッコいい大人でありたい、と言いつづけていまして、学び続ける大人でありたいと思ってやっていきたいと思っています。今年度も6月7日に1回目が始まります。今年度も竹内先生や滋賀大学の学生さんに助けをもらいながら12月の発表まで頑張っていこうと思っています。ぜひ、またどこかで目にさせていただく機会がありましたら、関心をもつていただき広げていただければありがたいです。大人がまず知ること、正しく知ることが大切かと思いました。

#### (知事)

どうもありがとうございました。昨年度の取組を御報告いただきました。資料1の「インターネット上の問題に係る取組」の4つ目にあるようにPTAと地域との連携、また保護者に対する啓発といった観点で、この取組を進めていきたいと考えております。

#### (2) 滋賀県立いじめ問題調査委員会の取組について

##### (事務局)

資料4「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 諮問と答申書」

○ いじめ防止対策推進法第14条第3項による設置根拠説明

○ 滋賀県立いじめ問題調査委員会の諮問と答申について説明

#### (知事)

法律に基づきまして、滋賀県で作らせていただきました、滋賀県立いじめ問題調査委員会への諮問に基づきまして、答申をいただきました。合計5項目につきまして、答申いただきましたが、まとめて御意見をいただきたいと思っています。

#### (笠原委員)

諮問の3に医療等関係機関との連携が実質的なものになるようにするとあります。私たち医師会には二つの機能があります。一つは現場の機能です。いじめ等でけがをしたり、精神的に弱っている子が来るわけで、この時々原因はいじめではないかと、判断していきながら疑いがあれば関係機関に連絡する連携。医師たちは、精神や身体の方とも、どの程度痛んでいる



のかを直感的に分かる能力を持っていて、それがプロとしての第一歩かと思っています。その時におかしいと感じたら、関係機関に連絡すると同時に、もう一つの機能として各分野の専門家が居て詳しい調査や対応の相談をするわけです。最近、私のところでも、家庭内暴力で、子どもさんから母親が殴られたとか、二度続けてきましたので即担当へ連絡してみるとその後の対策をどうするか相談をする姿勢もなく、「はい。そのことは知っています。」と言われる程度で、医療との実質的連携など空文になっていると思います。この様に報告書に書くだけでなく、本当の実質を今一步進めない、「考えもしなかった結果となりました」という記者会見をすることになっては意味がないと思います。そこを今一步、私たち医療関係と学校等の機関が継続して関わっていくことが大切かと思っています。先ほどの加害児童への医師会での取組に対しては、我々は加害者を探し指導するチャンスがありません。加害児童の個別情報が医師会に伝われば、専門医の対応ができると考えます。以前、私が子ども病院をやっていた時の例ですが、教護院に入っていた子どもが、腰部椎間板ヘルニアになって手術をしました。入院直後は院内でも暴れる子どもでしたが、治療後は子どもたちの面倒を見るといった豹変で、幼児から忍耐力を育てるとか、小さい時から家庭も学校も一緒になって、子育てを皆でやっていかなくてもはいけないと思います。

#### (金子委員)

関係機関の連携について、私どもの業務ではいじめにおいて子どもに対して、直接話を聴くことがありません。学校等に相談があった時は、教育委員会を通して学校に聞いていただくとか、情報提供させてもらっており、少しでも早く実態を把握してもらっています。相談でいろいろ聞くのが、学校に言っても無駄とか、学校不信とかで電話されることがあります。私どもが解決はできず、教育現場にお任せすることになり、こういう相談機関の周知をしてもらうと一つの解決の道筋にもなります。インターネットの問題につきましても、書き込みをされたといういじめの解決方法のお手伝いができると思います。もしも何かありましたら、一義的には、被害者がプロバイダ等に削除要請してもらおうのですが、それが難しければ、私どもに相談をいただければ、すべてが消せるわけではないですが、削除要請させていただきます。削除要請の際には、二次被害、三次被害も相談者に伝えて対応しますので、それでぜひ消していただきたいと言われまして、要請をかけますので気軽に相談してください。

#### (知事)

二次被害、三次被害もあるかもしれないが、消してほしかったら削除要請してあげるよ、という話ですか。

#### (金子委員)

消した場合に、二次被害、三次被害を伝えておかないと、あとで言われることも想定できませんので、ご本人に判断していただかないといけません。私どもには、二次被害をとめる力がありませんので、削除要請だけのものです。

#### (知事)

案外こういうところに問題の緒元があるように思います。

### (森野委員)

弁護士がいじめ問題に対応するというのは、子どもの悩み事電話相談ぐらいで、月に一回程度です。大半は保護者からのものであったり、先生がかけてこられることもあります。子どもの気持ちを聴くことは難しいと思っています。話を聴いていると学校って忙しいのだと思います。被害者加害者双方の親に、学校は連絡しますと言っておきながら、連絡できていないケースで、そのこじれから弁護士相談に来られることが多いです。最近、被害者の方も法的な請求としてどうなのか、というものもあり対応が難しいです。学校は忙しいでしょうが、子どもの気持ちを考えていただいて先生方も保護者対策をメインにするのではなく、子どもの気持ちを考えていただいて、保護者には適切に対応していただきたい。場合によっては弁護士に相談いただいて、放っておくととんでもないことになることもあるので気をつけてほしいです。

### (知事)

諮問事項1には、本質的なことが書いてありまして、「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい」とあります。

### (千原委員)

先生方は、教科指導と生徒指導を朝から夕方まで頑張っておられるのは事実です。教科指導上、生徒指導上問題をかかえる生徒が一人でもでてくると大変ですが、複数でてくると、几帳面で自責の念の強い先生は心理的負担が大きくなります。そういうことが起こらないようにした方がいいのですが、管理職を含めて学校システムとして取り組む必要があると思います。また、連携のところで、保護者との対応が教員のメンタルヘルスに関わってくることもあります。保護者は子育ての専門家であります。専門家であるからこそ、わが子の変化を察知されまして、鋭い質問を学校にされ、タジタジになる場合があるわけです。学校に課題を挙げられる保護者は学校とつながり、対応の手立てを考えたいと思っておられる保護者です。ぜひ、時間的余裕がなくても管理職でも誰でもいいので、しっかり聞いていくという体制をシステムとして取り、個人にまかせきりにしないことがメンタルヘルスになると思います。社会的環境的な問題に関しましては、他機関とも連携をもって、管理職を含めたケース検討会をして、その参加者が自分の問題として対応するという関わりでないと、「報告しました」となると思います。保護者に対する目を敵対的ではなく、ともに子どもを育てたいという協働者として思っただけであれば、学校システムとして、関わる人のメンタルヘルスが向上すると思います。

### (知事)

そのことでストレスになったり、対立したりする事例もたくさんありますよね。

### (野田委員)

連携にかかわって、学校現場で制度を知らないことに対しては研修が必要だと思います。意識的に、従来からいじめの問題で担任ががんばって、難しかったら学年にあげて、学年が駄目だったら生徒指導が出てきて、生徒指導が駄目なら管理職が出てくるというこの構造とは違う。

いじめの可能性があれば、いじめの校内連携体制に繋ぐんだという意識改革が非常に重要で、それに基づいてPDCAサイクルで回すとなっているので、結果も含めてどのように回っているかをチェックしてもらいたいです。連携で特に難しいのは、医療とのつながりもそうなんです。保護者の権利意識も強くなって、保護者の同意を飛び越えて他の機関と連携するののかということについて、制度的には大丈夫なのですが、現場のところでは混乱をきたしており、学校現場にどうおろすかの整理をする必要があります。市町立学校に対しましても、知事が最終的には責任というふうに構造上なりますので、県の機関としてぜひ啓発していただけないと思います。以前、小森委員もおっしゃいましたが、加害者問題は実は14才以下でサインが出ています。環境の課題であったり、本人の特性の課題であったり、非行問題的に捉えると14才をこえるところにウエイトがかかってしまうのですが、なるべく早くわかった時点で最善の手を如何にとれるかが命だと思います。これは学校だけでは無理ですが、そういう枠組みで進めていければと思います。

#### (藤澤委員)

児童生徒と向き合う時間の確保ということですが、なかなか学校現場は忙しくそれができないという流れがございます。OECDの調査を見ても世界一労働時間が長いわけです。あの調査もよく見てみると授業の準備と授業の時間はさほど長くないわけで、何が長いかというとクラブ活動と事務が長い。ただ、クラブ活動は簡単にはやめられない。大変教育的にも意味がある活動でもあります。何でもかんでも学校が引き受けてやっているのが実情でありまして、いま管理職の話がでましたが、管理職としては何でもかんでもがんばってやれと指示をする立場でありまして、大変苦しいところです。「今、できることをやろう」ということでいえば、教師の同僚性が弱まっていることが深刻だと感じます。教員同士も競争関係になったりしていると感じます。今、私の学校では職員室を変えています。教師の執務するエリアと生徒と一緒に懇談・相談するエリア、教師のリラックスエリアを分けて、教師同士がいろんな話ができる職員室の配置を考えて工事に入っております。案外、昔は仕事が終わってストーブの周りで話をするなんてことがありましたが、現在では制度的にやらなければいけなく、案外大切なことだと思っています。

#### (3) 平成26年度施策の実施状況および平成27年度実施施策について

#### (4) 本年度の滋賀県いじめ対策連絡協議会について

#### (事務局)

資料5 「平成26年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」

資料6 「平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく実施施策」

資料7 「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会スケジュール」

滋賀県のいじめ対策は全庁挙げて取り組んでおり、特に滋賀県の特徴を生かしました「うみのこ」や「やまのこ」「田んぼのこ」「ホールの子」等の事業につきまして本年度も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

この連絡協議会ですが、次回は11月中旬に予定しており、そこでは文部科学省の調査結果も公表し、御意見をいただきたいと思っております。

## (知事)

昨年度の成果と課題が掲載されていますが、よく見ると課題もございまして、課題の掘り起こしをしっかりとやって今年度の施策に結び付けようとしております。ただ、まだまだ現場の実態に即していないこととか、もっとやり方を変えればうまくいくことなどもあると思いますので、それぞれの立場で現場での確認をやっていただき、他府県のいろんな事例を御存知の方におかれましては、ぜひ他府県の取組でうまくいっていることをこの滋賀県に御教示いただきまして、更に施策を充実していきたいと考えております。

この問題は、社会全体の有りようを問う、または人間の生き方、人と人との関わり方のすべてを見つめなおす重大なテーマであるということから、私知事を会長にしまして、関係者の皆様方もそれぞれ大変忙しいですが、御参集いただいて、時々折々課題の共有をするといったことで開催させていただいています。本日も、最後に野田先生から「加害者の問題は14才以下でサインが出ているんだ」という話がありましたが、そういったところに関係者一丸になってどう手立てを講じていくのかということがのちのちの生きづらさや困難さを解消することにもつながるんでしょし、どうしても担任の先生に偏りがちな対応をできるだけチームで、できるだけシステムで対応していくということの大切さ、前回の協議会でもいただいているのですが、そういった対応にわれわれ行政としても人的な体制構築でありますとか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの皆様方との連携構築でありますとか、こういうことができますように体制を作っていきたいと考えます。さらには、今日は松浦会長にも子どもたちを巻き込んだ取組を紹介いただきましたが、インターネットを通じたいじめ、実はインターネットを通じて相談している、また励まされ合っているところもあるんでしょしが、しかし、匿名性でありますとかいつでもどこでもつながるとか、心ない差別用語が飛び交うこともありますので、こういったところに対する監視とか啓発、実は子どもの問題であると同時に親の、大人の問題であるということ、私たち自身が自覚をして、呼びかけ発信をした方がいいと思います。

## ○閉 会